

地方自治体における補助金改革

内野 順 雄

I. はじめに

今地方財政は未曾有の危機に直面している。国の財政が破綻に瀕していることは周知の事実であるが、それと同等あるいは見方によってはそれ以上に、県、市町村、第3セクターなどの公共部門すべてにおいて財政状況が窮迫している。従来のやり方では予算編成そのものが不可能であるという嘆きの声を多くの自治体職員から耳にする。ではその窮迫する財政状況を改善するため何をすべきであろうか。最初に思い浮かぶのは財政学で人口に膾炙した「出るを制して入るを量る」という言葉である。国の場合、「歳出を削減して増税を実施する」といった簡単な帳尻合わせができないことは構造改革と財政再建をめざしている現政権でさえ毎年30兆円を超える国債を発行せざるを得ないことからわかる。財政の三機能の中で特に国に課せられているのが経済安定化機能である。したがって財政の均衡を図るための急激な歳出削減と大幅な増税策は実施することができないのである。大幅増税を実施すれば景気回復基調にある日本経済を再び不況局面に押し戻し折角好調に推移している法人税関連の税収はもちろん所得税、消費税の税収も減少してしまうおそれがある。言うまでもなく現在の財政部門の経済全体に占めるウエイトは大きく、すでに「大きな政府」になってしまっているのである。それだけに政府の舵取りは極めて難しくなっているが、景気に配慮しつつ削減を基調に重点項目に絞った予算配分、さらには財政再建軌道に乗せるための適切な増税を加味した政策運営が望まれる。

一方自治体財政の場合、経済安定化機能よりもむしろ地方公共財を中心とした資源配分機能が重視されることと地方自治体独自では赤字地方債を発行することは許されていないことを考えれば自治体単独の景気政策を実施できないことは明らかである。バブル崩壊後の景気対策として補助金によらない地方自治体の単独事業を推進するよう国から要請され、それに従う形で実施してきたために現在の地方自治体の債務が累積したことは周知の事実である。ほとんどの自治体が地方交付税や国庫支出金に依存している現状から大きく変革することは困難な現状からみれば、赤字地方債（財源対策債）の発行はすべて国が認める範囲でしか発行できなかつたし、これからも無理であろう。さすれば税はどうかといえ

普通税の税率を地方税法に定める制限税率の範囲内の高めに設定するか法定外普通税を創設するほかはない。しかし税源はほとんど国によってカバーされており、たとえ新税を創設しても税収の上がる税目は皆無に等しく多くを望むことは期待できない。したがって「入るを量る」ことが難しいとなれば「出るを制する」ほかはない。かつて千葉県松戸市の「なんでもやる課」というのが評判になり現在でも住民には好評なようで⁽¹⁾あるが、行政サービスのあり方をめぐって論議を呼んだことがある。松戸市の場合市民を顧客と見たてて行政サービスに関する苦情処理ないし情報提供にとどまり、過剰なサービスを行うとか、公平性を欠くことがなければ実施して構わないであろう。しかしこれまで住民サービスを充実させるという名目で行政部門はあまりにも多くの事務事業を公共サービスとして抱え込んできた感がある。その結果よく引き合いにだされる例として市営のアスレチック施設や豪華な音楽ホール等のいわゆる「箱もの」が各自治体によって競って建設された。このような行政の残した負債は計り知れないものがある。かつて高度成長によって潤っていた公的資金は枯れ、今や累積した債務残高を前に、われわれは180度方向転換せざるを得ない状況に追い込まれているのである。そこで地方財政が陥っている未曾有の窮迫から脱却するためには民間財に近い公共財、あるいは混合財を民営化することなど徹底した歳出の見直しをした上で削減することが必要になる。最近では事務事業の見直しをはじめ市場化テストなどさまざまな行政改革の手法が登場し論議を呼んでいる。本稿ではこれらの問題について触れ、一地方自治体の行財政改革の審議に参加した経験から補助金等見直しの取り組みとその改革の方向について考察を加えることにする。

II. 地方自治体におけるガバナンス論の展開

真の地方分権の確立と財政危機の克服という二重の足枷を引きずる地方自治体を再生させるためにはどうすればよいか。地方自治体における真の自治の確立は第2次大戦後これまで経験したことのない財政危機がその契機となるのであろうか。

最近ビジネスの世界ではコーポレート・ガバナンスが盛んに論じられているが、地方自治体においても企画経営室を設けるなどして、地方自治体の経営が日常的に意識されるようになるにつれ企業体と地方自治体との類似性と相違点が意識されるようになった。喜多見富太郎(2004)は地方自治体におけるガバナンスとコーポレート・ガバナンスとの相違点としてつぎの3点を挙げている。

- ① ステークホルダーとしての住民と株主の違い

- ② ステークホルダーとしての資金供給者の違い
- ③ ステークホルダーとしての国の役割の違い

このうち財政に特に関連しているのは①と②である。これらについて触れておこう。まず①についてであるが、株主は、企業の所有者であるが、企業に対する請求権は、企業が獲得または保有する財産に対するものであり、企業が提供する商品やサービスに対するものではない。これに対し、住民は地方自治体の所有者ではない。また地方自治体の住民は、国民主権における国民のような、主権者でもない。しかしながら、現行の地方自治制度の下では、「地方自治の本旨」（憲法第92条）の内容としていわゆる「住民自治」が憲法上保障され、住民の意思による地方自治体の運営が保障されている。このことから、住民は地方自治体の所有者でも主権者でもないが、憲法等によってこれらに類した立場が保障されている。このことをもって、地方自治体の主体は住民であると考えることができる。具体的には、住民には（首）長や議員の選出、地方自治体の行財政運営を監督するための各種の直接請求権が付与されており、地方自治体の運営に関して、企業における株主と比肩すべき立場にあるといえる。⁽²⁾ ②については、次のように対比されている。企業においては、その事業資金は基本的には資本市場を通じて調達される。一方地方自治体は、課税権という強制的な資金調達方法がとられている。つまり租税によって資金は賄われているのである。しかし国と違って地方自治体は国からの補助金や地方債による部分が相当多いことも事実であり、コーポレート・ガバナンスとの相違を過度に強調することは、現実の地方自治体の姿を見誤るおそれがある。⁽³⁾

Ⅲ. NPM理論

NPM理論とは「1980年代半ば以降、イギリス・ニュージーランドなどアングロ・サクソン系諸国を中心に行政実務の現場を通じて形成された、革新的行政運営理論である。その核心は、民間企業における経営理念・手法、さらには成功事例などを可能なかぎり行政現場に導入することを通じて、行政部門の効率化・活性化を図ることにある。具体的には①業績・評価による統制：経営資源の使用に関する裁量を広げる代わりに、業績／成果による統制を行う②市場メカニズムの活用：民営化手法、エイゼンシー、内部市場などの契約型システムの導入③顧客主義への転換：住民をサービスの顧客とみる④ヒエラルキーの簡素化：統制しやすい組織に変革する、の四点に集約される」⁽⁴⁾ この中で①と②が本質的な部分で③と④はシステム統制の基準や手段にすぎない。とくに①はこれまでの「黙

約型システム」から「契約型システム」への転換を意味しており、公共部門改革の核心であると言えよう。これまでである事業またはサービスについて民間が供給するのか政府ないし地方自治体が関与あるいは供給するかについてより厳密な吟味を経て公共部門が担当すると決められてきたであろうか。正しい行政評価の導入と活用を通じてNPMによる自治体経営改革が可能になるのである。

IV. 指定管理者制度— NPO は公共サービスを担えるか

最近「公共部門」でも「市場」でもない「NPO」の存在が注目されてきた。かつて「公」でも「民」でもない「第3セクター」が数多く国レベル、地方レベルで設立され独立採算制を採るものの実際には補助金による非効率経営の代表例として非難を受けたし、現在もその赤字額の巨大さに国、地方ともに喘いでいるのが実情である。ここに「NPO」の存在理由がある。イギリスでも1979年に成立したサッチャー政権は「小さな政府」を実現するため民営化、エイゼンシー化を推進し、社会資本整備に用いられたPFIなども一定の成果を上げた。しかし民営化が万能ではないという問題意識から、1997年に誕生したブレア政権においては官民が協調する仕組みであるPPP (Public Private Partnership) の構築を重視する方向で政策に軌道修正が加えられた。⁽⁵⁾ その中で注目されるのは2003年の地方自治法の改正で導入された公の施設に関する指定管理者制度である。これは民営化の一環である公の施設の運営を行政からの指名によって任されていた外郭団体にとっては厳しいものになった。⁽⁶⁾

V. 宗像市にみる行財政改革

平成16年3月から始まった宗像市の行財政改革推進委員会は半年に及ぶ審議を経て答申し、それを基に平成16年12月に「宗像市行財政改革大綱」を策定した。その後約1年かけてアクションプランを作成しこのほど委員会はその役割を終了した。宗像市の財政見直しでは、これから非常に厳しい財政状況に陥ることが予想されるので、歳入、歳出両面にわたって見直しをすすめて、5年間に50億円の効果をあげることが目標にしている。その中で主なものを挙げると歳出削減への取り組みで83件15億1,000万円、人事管理の見直しで2件10億2,000万円、負担金、補助金、委託料等の見直しで119件7億7,800万円、新たな財源の検討で9件5億9,200万円、受益者負担の適正化の検討で25件4億1,400万

円となっている。ここでは大綱策定とアクションプラン作成に関わったものとして一地方自治体内における行財政改革の一端を紹介しコメントを付け加えておくことにする。

宗像市の補助金等の見直し

宗像市の行財政改革はまず補助金削減をめざして補助金等の見直しにあたり、すべての補助金等を個別に検証し、客観的な方法により審査判定を行った。特に「補助金等審査判定シート」を用いての審査判定は、他の地方公共団体でも例がなく、いわゆる「むなかた方式」と呼ばれるものとなった。補助金等の見直しが行われた理由は「**補助金等の見直しについて（提言書）**」の最初に「市が支出する補助金等は年々増加傾向にあり、平成16年度一般会計当初予算においては、344件、34億2,525万円（一件当たり約1,000万円弱）が計上されている。これは、一般会計当初予算の12.6%を占めるもので、補助金等の見直しは行財政改革の重要な取り組みの一つ」と述べて以下のような問題点と課題が指摘されていることから明らかである。

- ① 長期間にわたって見直しが行われず、惰性で交付されているものがある。（平成16年度当初予算に計上された補助金等344件のうち、244件が10年以上にわたって交付されている。）
- ② 団体にとって補助金等が既得権化しており、かえって団体の自主自立を阻害している。
- ③ 多額の繰越金が生じていたり、補助金等の対象となる事業費が不明確であったりと、補助金額の算出根拠に不適切なものがある。
- ④ 自己負担を適切に徴収していない団体がある。
- ⑤ 過度に補助金等に依存している団体がある一方、自主財源により自立可能と思われる団体もある。
- ⑥ 補助金額が少額であり、交付の効果が期待できないものがある。
- ⑦ 補助金等ごとに、補助率、補助額等が異なっており、統一的な補助基準がない。
- ⑧ 交付の効果が全くと言って良いほど検証されていない。

以上のような問題点を解消し、真に公益性があり、市民の理解が得られるものに改めることが課題となっている。

見直しの基本方針

① 補助金交付の適正化

補助金とは、特定の事業または研究を行うものに対して、その事業もしくは研究を助成するため法令の規定に基づいて交付するもの、又は特定の事業若しくは研究が公益上必要

がある場合にこれを助成するために交付するものである。このように定義した後、『提言書』は地方自治法第232条の2において「地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附または補助をすることができる。」という根拠法を示している。

『提言書』はさらに補助金の対象となる事業が「その範囲、内容は、公益上必要があるものに限られる」という観点から、既存の補助金について「交付の目的」「補助金額」「補助期間」「補助による効果」「公平性」等を検証し、必要があれば、廃止、縮減、終期設定等の検討を行い、補助金交付の適正化を図るべきであるとしている。適正化に当たっては、聖域なくすべての補助金についてゼロからの視点で、あらゆる利害関係を断ち切って客観的に行うべきであるとしている。これは非常に重要なポイントであって、すべての行財政改革が直面する利害の調整という難題を含んでいる。

② 補助金等の総額の抑制

長引く景気低迷や国からの地方交付税、国庫支出金等の削減による厳しい財政状況に対応するとともに、市が支出する補助金等が市民の税金によって賄われていることを考えて、義務的に支出しなければならないものを除いて、縮減、廃止等の方策について検討するとともに、補助金等総額の抑制を図るべきである。

③ 補助金等の指針づくり

補助金等の交付に当たっては、地方自治法や宗像市補助金等交付規則に事務手続についての原則的な定めがあるものの、交付基準、チェック体制、情報公開など明確な指針がないため、交付基準（補助率、補助金額、交付期間の設定、様式類等）チェック体制（交付申請、交付決定の方法等）情報公開（補助金の透明性の確保、市民への情報公開）等について検討し指針づくりを行うべきである。

そして補助金等見直しのための審査判定に移る。行財政改革推進委員会の補助金等見直し部会では、個々の補助金等を検証し、拡充、継続、縮減、廃止の審査判定を行うにあたり、客観的に、同一の基準で、効率的に審議ができるように「補助金等審査判定シート」を作成している。作成にあたって留意されたのは、次のような点であった。

(1) 公益性

地方自治法にも謳われているように本来公益性がなければ、地方自治体は補助金を支出することができない。そこで、当該補助金が不特定多数の市民の利益につながることで、市の施策の推進につながることで、市民の社会保障（福祉）につながることを総合的に判断して、それでもって公益性の有無を判定することとしている。

(2) 必要性

公益性があるとしても、市民にとってさしあたり必要性の薄いものであれば、補助金交付は適当であるとは言えない。そこで「社会経済情勢、市民ニーズに合致しているか」「補助金交付という手段ではなく市が直接実施すべきではないか」「民間で同様なサービスが提供されているのではないか」「補助にたよることなく自主自立が可能ではないか」などの点から、必要性の有無を判定することとしている。

(3) 性質

補助金等は、その性質に応じてつぎのように分類できるとしている。

分 類		説 明
大分類	小分類	
性質による分類	1 運営費補助金等	団体の運営に係る経費の一部または全部を補助または負担するもの
	2 事業費補助金等	団体等が実施する事業に係る経費の一部または全部を補助または負担するもの
	3 扶助的補助金	生活困窮者、身体障害者等の弱者救済、福祉向上の観点から補助するもの
	4 その他補助金	1から3に当てはまらないもの

この中でとりわけ、運営費補助金等は団体の自主自立を阻害するなど多くの問題点が指摘されており、他の補助金等とは性質が大きく異なっている。そのため、性質による判定項目を設け、運営費補助金等と他の補助金等を区別している。

(4) 妥当性

公益性や必要性があっても、交付の形態や内容が妥当性を欠くものであれば、交付は適当であるとは言えない。そのため「応分の自己負担を徴収しているか」「多額の繰越金が発生していないか」「対象事業費が妥当な額であるか」「零細な補助金、または負担金であり、効果が期待できないのではないか」「対象事業費に不適切な経費を含んでいないか」「対象事業費に対する補助金等の割合が7割を超えていないか」といった点をチェックして妥当性の有無を判定することとしている。

(5) 効果

「交付に対する効果が非常に高い場合は、充実・強化して交付すべきものとして判定すること」としているが、問題は効果をどう評価するかである。より客観的な指標によって多くの市民が納得できるものにする必要がある。最終的には多数決原理によっ

て決定することになるが、それ以前に衆目の一致するものについては政治的手段に訴えることなく効果ありと判定されれば補助金等の額を増加または維持することが是認されることになる。補助金改革の手法として補助金の効果について数値で表すことが可能なものについては、より客観的な評価が可能になるその指標設定の例としてかつて大いに議論されたNNP（国民生活指標）あるいは宮崎県で提唱されたTLP（Total Level of Providence）＝地域の水生活水準などに現れた指標の変化をもって効果の尺度に利用することが考えられる。あるいは目標設定して達成度を一つの尺度として利用することも考えられる。これだけの補助金を使用したからこれだけの効果が現れたと示すことでより多くの人々を納得させることができるのではないか。

(6) 終期設定

「拡充、または縮減して交付を継続すべきものと判定された補助金等のうち、終期を設定することが望ましいものには、別途終期を設定すること」としている。この点はかなり曖昧さを残すことになったのではないかと思料される。いつまでと終期を設定することでより厳しい見直しが徹底されるわけでその決定を先延ばしにすることは問題解決を遅らせ財政改革の効果を弱める結果となる。かつて日没法（サンセット法）という画期的な改革手段が終期設定という形で定着しつつある我が国の予算編成改革プロセスにおいてこのことは重要なポイントである。

(7) 救済措置

しかしここで急激な改革に伴って生ずるとみられる摩擦を避けるためであろうかこれまでの厳しい判定に対する救済措置を講じている。

「客観的な判定項目により審査判定を行うため、真に必要な補助金等であっても廃止または縮減と判定されるおそれがある。そのため

- ・現在の社会情勢には合致しないが、長期的な視点に立てば、将来のまちづくりのため必要である
- ・市が特に重点的に推進している事業に該当する
- ・特定の市民の利益にとどまるが、最低限の生活保障のため必要である
- ・応分の自己負担を徴収できない客観的かつ合理的な理由がある
- ・零細な補助金であるが、団体等にとって補助金等が必要不可欠である客観的かつ合理的な理由がある
- ・対象事業費に対する補助金等の割合が7割を超える客観的かつ合理的な理由がある

等の視点から総合的に判断し、必要があれば救済し、判定を上方修正できることとした」

このくだりは補助金等の改革にとっての最大のポイントである。もし重要な補助金等が判定の結果廃止ということになった場合、判定基準そのものが間違っていることになる。十分検討された上で判定基準は定められるはずであり、簡単に例外を認めるような基準では市民を納得させるものにはならないであろう。

「補助金等審査判定シート」で「C縮減」または「D廃止」と判定された補助金等の救済シートによると、2度にわたる審査を経ることによって必要性についての吟味がより慎重になされるというメリットも考えられる。いわゆるスクリーニング効果といわれるものであろうか。

審査判定結果

補助金等見直し部会では補助金等審査判定シートに基づき、すべての補助金 137 件について審査判定が行われ、負担金及び交付金のうち、加入が任意であり、かつ予算決算・事業内容に問題があると思われるもの 24 件についても、同様に審査判定が行われた。さらに、縮減すべきものと判定された補助金等 42 件については、縮減率を設定し、廃止すべきものと判定された補助金等 37 件と併せて縮減額が明記された。このような補助金等見直し部会の提言を受けて行財政改革推進委員会は市当局に対して、審査判定結果を最大限尊重するとともに、廃止または縮減と判定された補助金等に関して、平成 17 年度当予算に反映するよう要望している。

最後に「提言書」は今後の補助金等見直しについて次のような指針を提示して締めくくっている。

1. 統一的な交付基準の作成

個別の補助金等を検証するなかで、各補助金等を所管する部署によって補助率、補助対象経費等の基準にバラツキが見受けられたので、公平性、透明性等を確保するためにも市として統一的な交付基準を作成し、各補助金等の所管部署において遵守することが必要である。また補助申請の様式類についても統一することが望ましい。

2. チェック機能、情報公開の確立

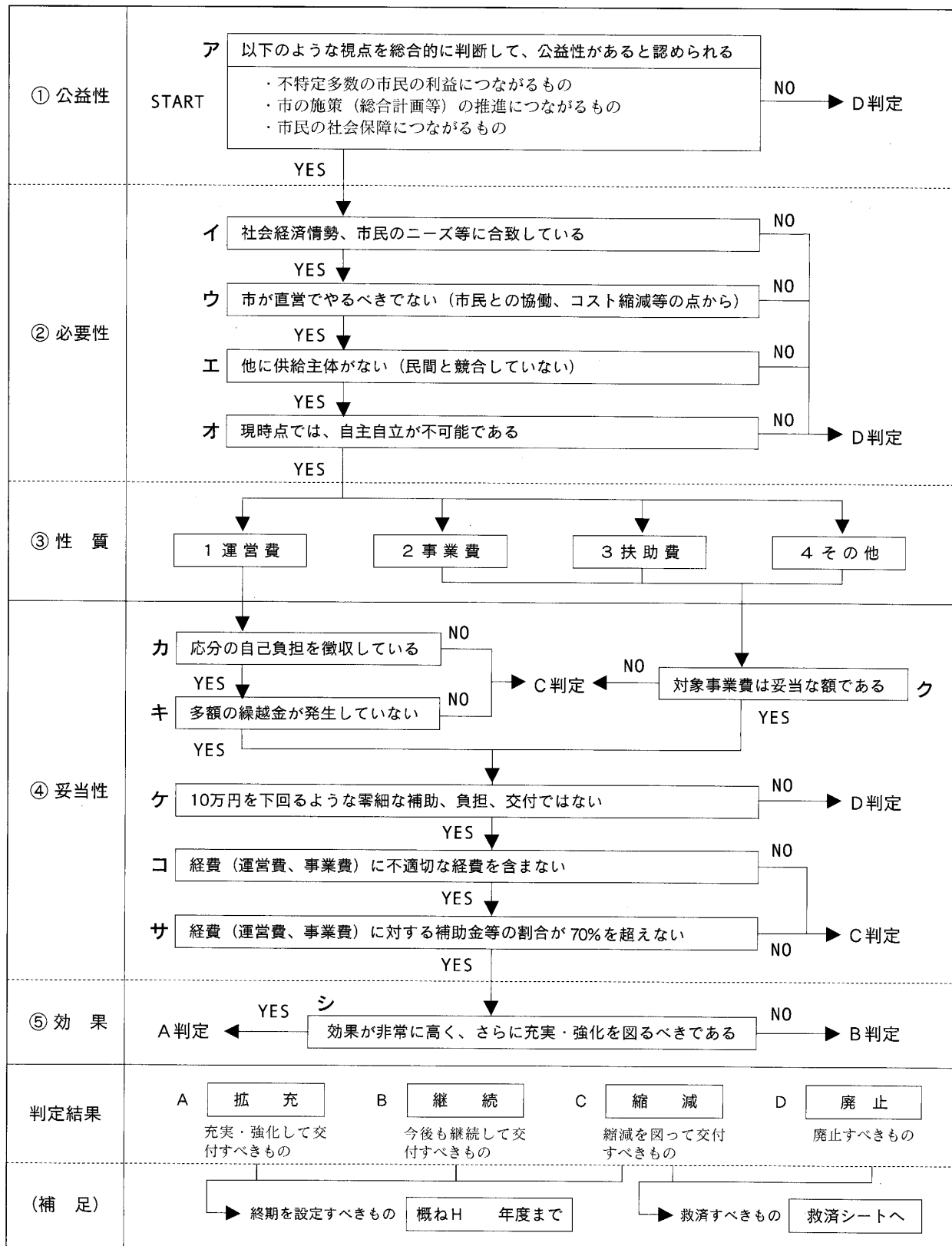
補助金等を交付するか否かについての判断は、市民の立場で行われるべきである。補助金等を交付するに至った経緯、交付状況、交付の効果等について、市民に分かり易く説明できるよう諸手続きを見直し、情報を公開し市民のチェック機能が発揮できるよう適切な措置を講じるべきである。

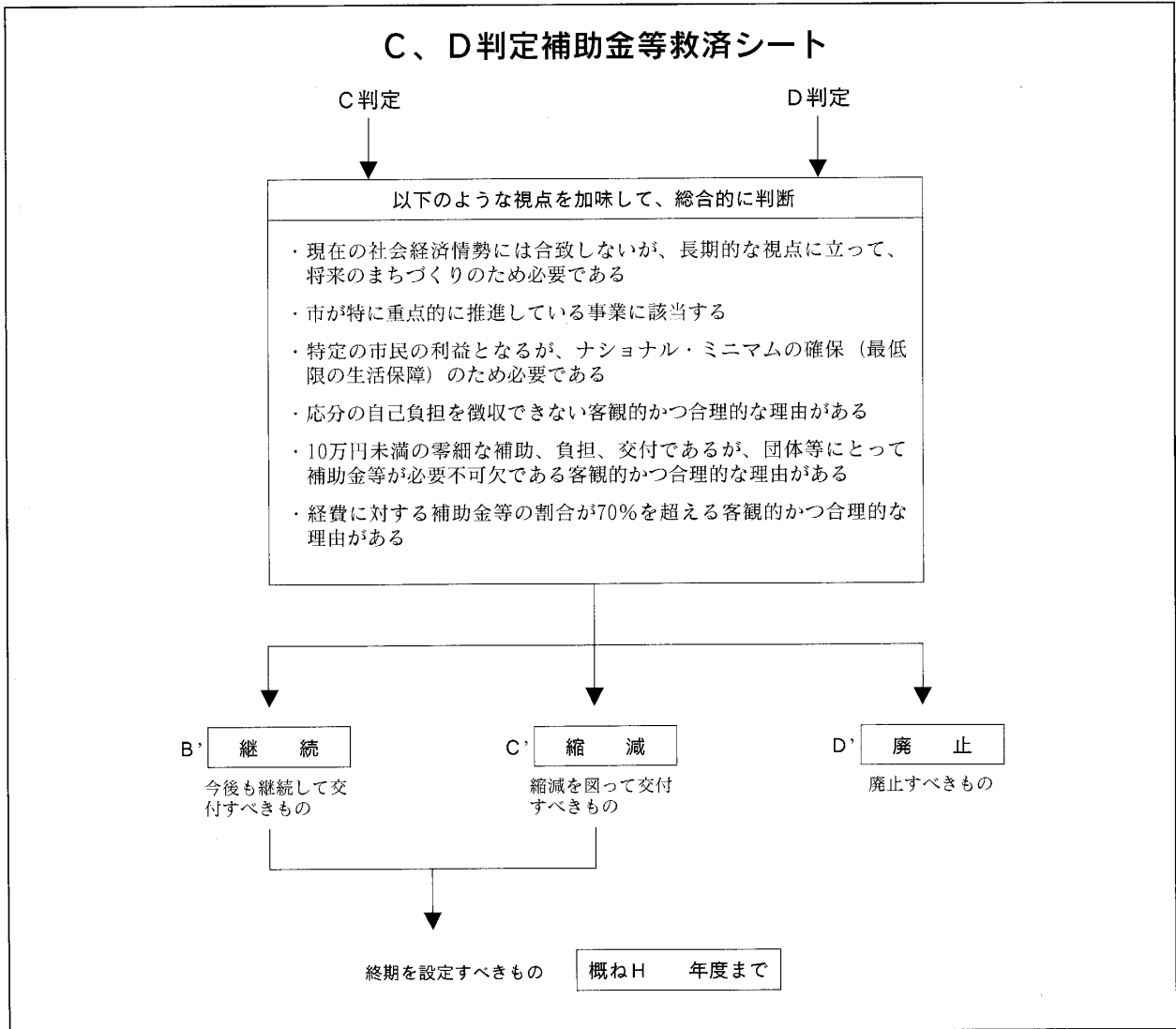
3. 終期の設定

補助金等を長期間惰性によって交付することのないように、あらかじめ全ての補助金等

補助金等審査判定シート

※ 支出が義務付けられている補助金等は、この限りではない。





出所： 宗像市行財政改革推進委員会「補助金等の見直しについて（提言書）」2004.12

について適正な終期を設定しておくべきである。設定した終期を経過した後、なお交付が必要な場合は、交付する側である市、交付を受ける側である団体等双方がその理由を明らかにし、あらためて終期を設定すべきである。（注 もともこの制度は「日没法」に由来するが、日没法では補助金等を要求する側が必要性的についての挙証責任を負うことになっている）

国や県の財源措置を伴う補助金等についても、当該措置が終了した後も、惰性で交付が継続することのないよう当該措置終了時をもって廃止を含めて抜本的な見直しを図るべきである。

4. 第三者機関の設置

補助金等を適正化し、あるべき姿を維持していくためには、すべての補助金等について、

いわば市民の目線で、定期的に検証することが必要である。(注 行財政改革推進委員会においてもゼロベースからの見直しを基本とすべきだという意見がしばしば出された。ただ現実問題としてすべての歳出項目についてゼロベース方式を一斉に採用することは無理であり数年毎のローテーションで実施することが解決策となるであろう)

そのためには、概ね3年毎にすべての補助金等を抜本的に見直すこととし、見直しに当たっては、本部会のような市民公募委員を含む第三者機関を常置して、審査すべきである。

5. 効果を検証する仕組みづくり

「補助金等交付の効果が全くといって良いほど検証されていないため、個別の補助金等の審査判定時において、拡充すべきものと判定を下せなかった。特に、公益性を大前提として交付が認められている補助金については、効果の検証は不可欠である。今後は、数値化できるものは可能な限り数値化しながら、補助金額に見合う効果があがっているかを検証できる仕組みを作るべきである。」

VI コメント

ここまで「補助金等の見直しについて (提言書)」の主な内容を紹介し解釈を付け加えてきたが最後に若干のコメントを付け加えておこう。

- ① 今回は補助金等見直しについてはじめての実際的取り組みであったため明確な形で準備されていなかったとみられるので今後判定に当たっては「判定シート」の妥当性、効果の判定をどのような基準で実施したかを明らかにするべきであろう。
- ② より客観性を持った基準を公表することで透明性を高める必要があるのではないか。一般に公的資金に関しても費用対効果分析、費用便益分析における費用、効果、便益についてのより正確な定義づけが必要である。このことは Value for Money の考えが盛んに強調されるとともに、NPM (ニュー・パブリック・マネジメント) の概念がかなり浸透し、定着してきた証左であろう。問題はより具体的な形で実際の政策手段として利用するか否かである。それにはより正確なデータが整備されていなければならないし補助金等を請求する側もデータの処理に習熟している必要がある。
- ③ 補助金改革の手法として補助金の効果を数値目標で表すことにすれば、より客観的な評価が可能になる、その指標設定の例としてかつて大いに議論されたNNP (国民生活指標) あるいは地域の指標として先駆け的な宮崎県のTLP (Total Level of

Providence = 地域の生活水準)などを整備して利用することが考えられる。住民アンケート、選好度調査なども併用しながらこれだけの補助金を使用したからこれだけの効果が現れたあるいはこの指標を1ポイント引き上げるのに何百万円を要するといった具体的な数値で示すことができればより多くの人々を納得させることができるのではないかと思料される。

- ④ 補助金等を申請するのは市の担当部局であり、審査するのは財政課になるとみられるが、それでは通常の予算要求、査定と変わらないのではないか。予算の審議過程の透明性確保が重要になるとみられる。
- ⑤ 平成17年度においては廃止の提言を受けた補助金等37件のうち29件を実施している。そのほか一部縮減したものが3件あった。その結果3,648万円節約できた。一方縮減を提言された補助金等42件のうち19件を20%以上実施している。そのほか20%以上の一部縮減が15件あった。その結果2,887万円の縮減となった。提言書にあった1億4,185万円の縮減案のうち平成17年度に6,535万円、平成18年度にはアクションプランにおいて5,013万円の縮減を見込んでおり、2年間で1億1,548万円となり提言額に対し81.4%の達成率となる見込みである。しかし300億円を超える宗像市の歳出予算総額に比べれば、きわめて小さな額であり、抜本的な改革へは遙かに遠い道のりである。しかし千里の道も一歩からはじまることを銘記すべきであろう。

[注]

- (1) 喜多見富太郎(2004)は顕在化した地方自治体の財政危機への対応を行財政ガバナンスの実効性を高める制度的・組織的仕組みをいかに設計するかという観点から論じている
- (2) とはいえ何か曖昧さが存在することは否定できない
- (3) むしろ類似点を強調しすぎないことの方が大切ではないかと考えられる
- (4) 白川一郎・富士通総研経済研究所編著「NPMによる自治体改革」経済産業調査会、2001年 序章、大住荘四郎「パブリック・マネジメントー戦略行政への理論と実践」日本評論社 2002年第1章 pp.12)
- (5) 三井 清「PFIからPPPへ」(井堀利宏編『公共部門の業績評価ー官と民の役割分担を考える 東京大学出版会 2005年所収』)
- (6) 後房雄・桧森隆一編「NPOは公共サービスを担えるか?ーNPO、企業、行政、組合からみた指定管理者制度」市民フォーラム21・NPOセンター 2005

[参考・引用文献]

- * 後 房雄編「イギリスNPOセクターの契約文化への挑戦—コンパクトと行政—NPO関係の転換」市民フォーラム21・NPOセンター 2004
- * 後 房雄・松森隆一編「NPOは公共サービスを担えるか?—NPO、企業、行政、組合からみた指定管理者制度—」市民フォーラム21・NPOセンター 2005
- * 大住荘四郎「パブリック・マネジメント—戦略行政への理論と実践」日本評論社 2002
- * 喜多見富太郎「地方財政の再設計—地方ガバナンス改革からの視点」(青木昌彦/鶴 光太郎編著『日本の財政改革』東洋経済新報社 2004所収)
- * 喜多見富太郎「地方自治体における市場化テスト導入の可能性と課題」(本間正明監修・著市場化テスト研究会著『概説 市場化テスト—官民競争時代の到来』NTT出版 2005所収)
- * 白川一郎・富士通総研経済研究所編著「NPMによる自治体改革」経済産業調査会 2001
- * 杉田定大、光多長温、美原融編著「21世紀の行政モデル 日本版PPP(公共サービスの民間開放)」東京リーガルマインド、2002
- * 三井 清「PFIからPPPへ—民営化と官民協調」(井堀利宏編『公共部門の業績評価—官と民の役割分担を考える』東京大学出版会 2005所収)
- * 八代尚宏編『「官製市場」改革』日本経済新聞社 2005